

調査結果の概要

1 配偶者暴力防止法についての認知

(1) 配偶者暴力防止法の認知度

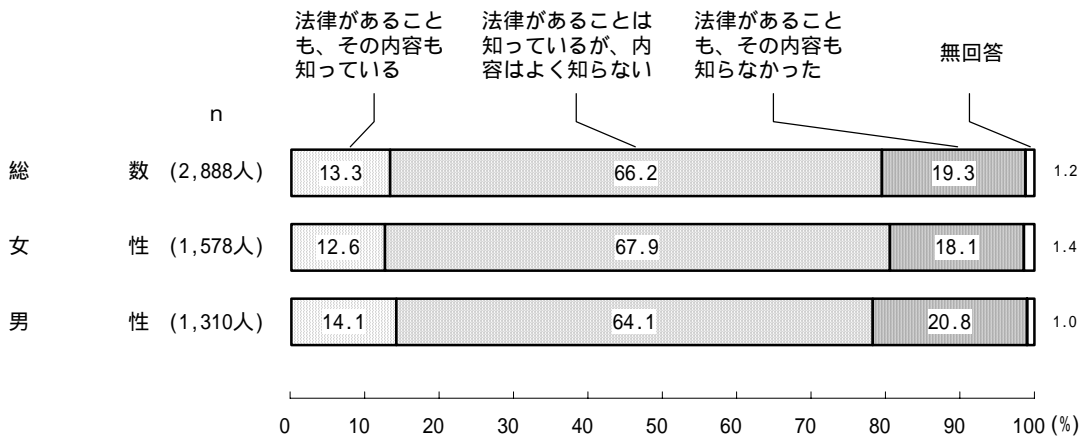
平成13年4月に成立し、平成16年6月に改正された「配偶者暴力防止法」について、「法律があることも、その内容も知っている」人は13.3%で、3人に2人は「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」(66.2%)と答えている(図1-1-1)。

「法律があることも、その内容も知らなかった」(19.3%)という人は、約2割である。

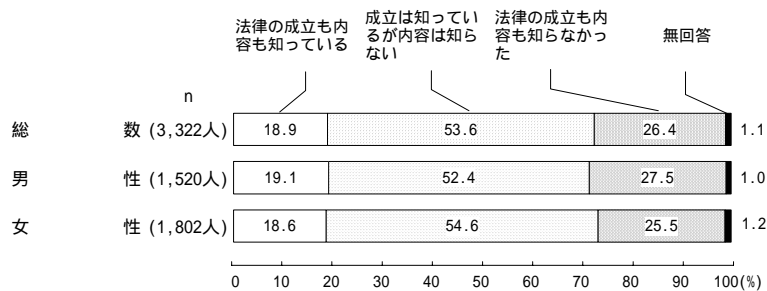
男女別にみると(図1-1-1) 配偶者暴力防止法の認知度に差はみられない。

問1 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」を知っていますか。あてはまる番号1つに をつけてください。(は1つ)
(この法律は、配偶者からの暴力に関する相談などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るものです。)

図1-1-1 配偶者暴力防止法の認知度



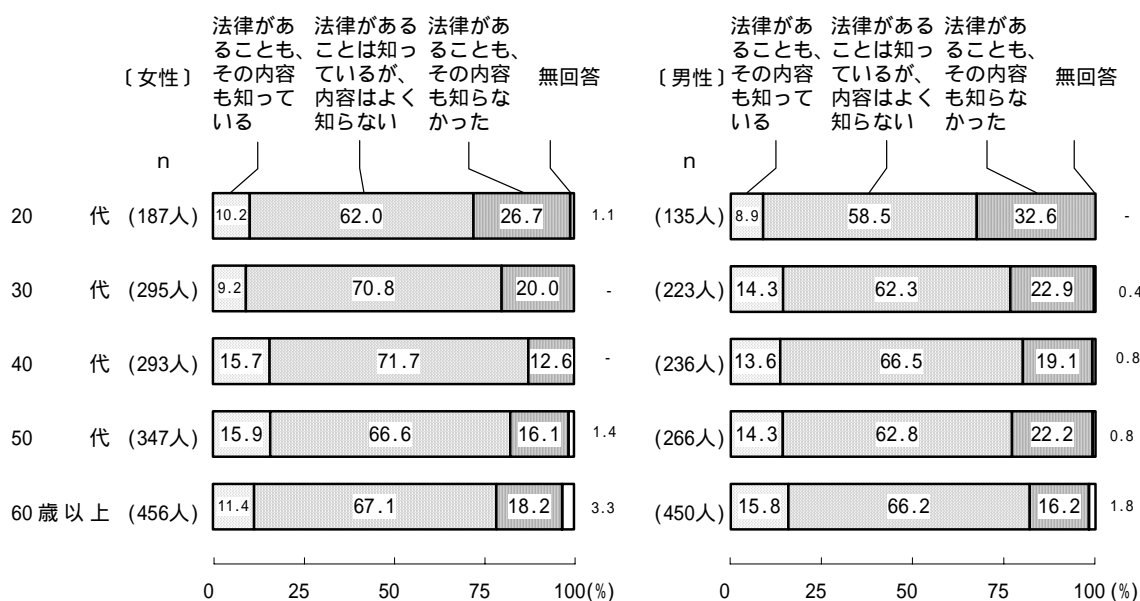
〔参考〕 配偶者暴力防止法の周知度(平成14年度調査結果)



性・年齢別にみると（図1-1-2）配偶者暴力防止法の「法律があることも、その内容も知っている」人の割合に大きな差はみられないが、女性の40代（15.7%）から50代（15.9%）と男性の60歳以上（15.8%）の年齢層でやや高くなっている。

一方、「法律があることも、その内容も知らなかった」という人は、男女とも20代で3割前後（女性26.7%、男性32.6%）とやや高くなっている。

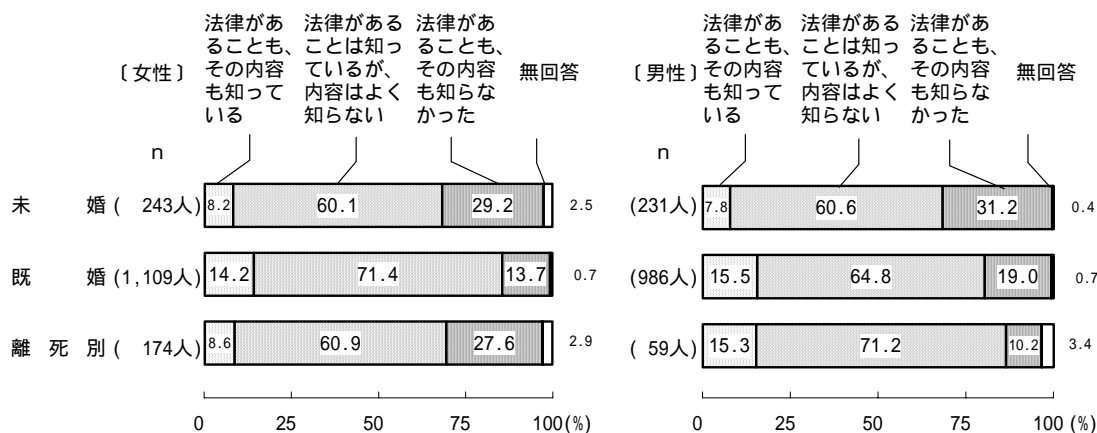
図1-1-2 配偶者暴力防止法の認知度（性・年齢別）



性・未既婚別にみると（図1-1-3）「法律があることも、その内容も知っている」という人は女性では既婚者（14.2%）に、男性では既婚者（15.5%）と離死別者（15.3%）にそれぞれやや多くなっている。

一方、「法律があることも、その内容も知らなかった」という人は、男女とも未婚者（女性29.2%、男性31.2%）で3割前後おり、女性の離死別者（27.6%）でも3割弱である。

図1-1-3 配偶者暴力防止法の認知度（性・未既婚別）



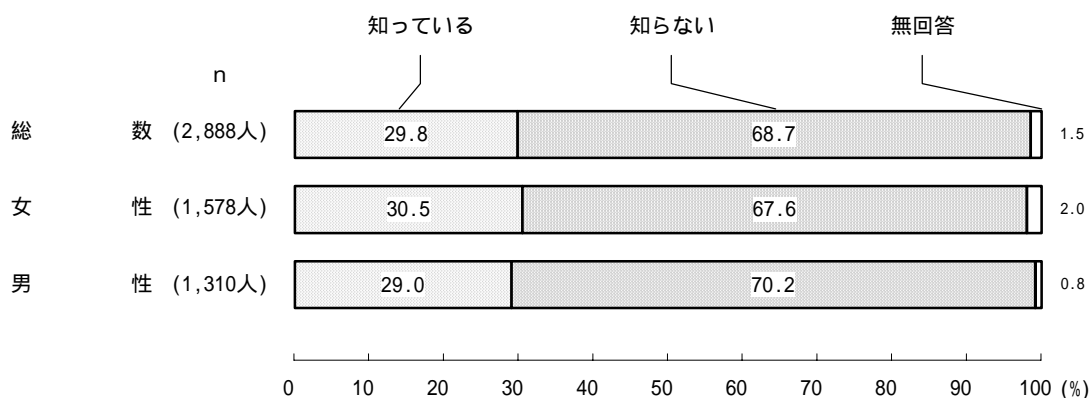
(2) 配偶者からの暴力の相談窓口の周知度

配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知っている」(29.8%)という人は3割で、「知らない」人(68.7%)が多数を占める(図1-2-1)。

配偶者からの暴力の相談窓口の周知度に、男女差はみられない(図1-2-1)。

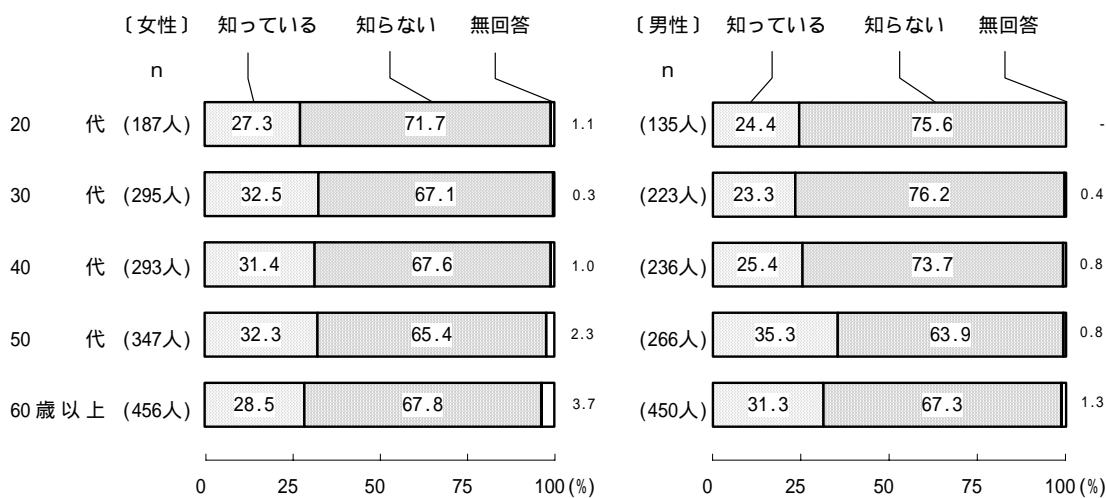
問2 あなたは、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っていますか。あてはまる番号1つをつけてください。(は1つ)

図1-2-1 配偶者暴力の相談窓口の周知度



性・年齢別にみても大きな差はみられないが(図1-2-2) 男性の50代で「知っている」(35.3%)という人がやや多くなっている。

図1-2-2 配偶者暴力の相談窓口の周知度(性・年齢別)



性・配偶者暴力防止法の認知度別にみると（図1-2-3）、男女とも配偶者暴力防止法の内容まで知っている人では、配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知っている」（女性 65.8%、男性 73.0%）という人が多数を占めている。これに対して、男女とも配偶者暴力防止法の内容までは知らない人では、配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」人（同 69.6%、73.3%）が7割前後を占め、法律の存在も知らない人では9割前後が相談窓口も「知らない」（同 89.1%、92.3%）と答えている。

図1-2-3 配偶者暴力の相談窓口の周知度（性・配偶者暴力防止法の認知度別）

